

労働賃金調査票

工事名

受注者所在地

名称

代表者氏名

印

労働者の職種	労働賃金(円/日・人)					備考 <small>(下請の労働賃金が把握できない場合、 その他説明を要する事項がある場合に ご記入ください。)</small>
	元請	1次下請	2次下請	3次下請	4次下請以下	

注) 1. 本契約における工事に従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当するものを対象とします。該当する職種ごとに、元請及び1次～4次下請それぞれにおいて最低賃金となる労働者の労働賃金を記入します。

- ・ 「労働者の職種」欄には、公共工事設計労務単価の職種のうち該当するものの名称を記入してください。
- ・ 雇用形態(日雇い、短期雇用等)に関係なく、専属的に当該工事に従事する者について記入してください。
- ・ 現場代理人、主任技術者、監理技術者、会社役員等は含みません。

2. 労働賃金の構成は、次のとおりとして算定してください。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与(賞与等)
- ④ 実物給与(食事の支給等)

$$\text{労働賃金} = \underbrace{(\overset{\text{①}}{\text{基本給相当額}} + \overset{\text{②}}{\text{基準内手当}})}_{\text{所定労働時間内8時間当たり}} + \underbrace{(\overset{\text{③}}{\text{臨時の給与}} + \overset{\text{④}}{\text{実物給与}})}_{\text{所定労働日数1日当たり}}$$

所定労働時間内8時間当たり 所定労働日数1日当たり

3. 労働賃金に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費
 - ・ 例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費(現場管理費及び一般管理費等)は含まれていない。

担当者氏名:

連絡先TEL:

労働賃金調査票

工事名 ○○○○○○○○○工事

受注者所在地 新座市野火止△-△-△

名称 野火止工事株式会社

代表者氏名 新座 太郎

印

労働者の職種	労働賃金(円/日・人)					備考
	元請	1次下請	2次下請	3次下請	4次下請以下	(下請の労働賃金が把握できない場合、 その他説明を要する事項がある場合に ご記入ください。)
02普通作業員	15,000	15,000	15,000			
労働者の職種について 公共工事設計労務単価の51職種から 選択します(リストから選択できます。)。		計算方法 (基本給相当額+基準内手当) ※所定労働時間内8時間当たり + (臨時の給与+実物給与) ※所定労働日数1日当たり				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する職種ごとに、それぞれにおいて最低賃金となる労働者の労働賃金を記入します。 ・ 専属的に工事に従事している者が対象です。 ・ 現場代理人、主任技術者、監理技術者、会社役員等は含みません。 						

注) 1. 本契約における工事に従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当するものを対象とします。該当する職種ごとに、元請及び1次～4次下請それぞれにおいて最低賃金となる労働者の労働賃金を記入します。

新座市公共工事請負契約基準約款第26条で規定する請負代金の増額変更を行う場合は、変更請求時点での最低賃金を提出します。

既に新座市公共工事請負契約基準約款第26条で規定する請負代金の増額変更を行っている場合は、前回の変更請求後に支払った労働賃金が対象となります。

- ・ 「労働者の職種」欄には、公共工事設計労務単価の職種のうち該当するものの名称を記入してください。
- ・ 雇用形態(日雇い、短期雇用等)に関係なく、専属的に当該工事に従事する者について記入してください。
- ・ 現場代理人、主任技術者、監理技術者、会社役員等は含みません。

2. 労働賃金の構成は、次のとおりとして算定してください。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当(当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当)
- ③ 臨時の給与(賞与等)
- ④ 実物給与(食事の支給等)

$$\text{労働賃金} = \underbrace{(\text{① 基本給相当額} + \text{② 基準内手当})}_{\text{所定労働時間内8時間当たり 所}}$$

提出された調査票に基づき、以下のような場合は聴き取り等の調査を行うことがあります。

- ・ 埼玉県的设计労務単価と比較し3割以上低い場合
- ・ 記載された事項に疑義が生じた場合
- ・ その他、労働環境の把握に関し必要がある場合

3. 労働賃金に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費
 - ・ 例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費(現場管理費及び一般管理費等)は含まれていない。

担当者氏名: 新座 花子 連絡先TEL: 048-●●●●●-●●●●●

公共工事設計労務単価の51職種

1	特殊作業員	21	トンネル世話役	41	サッシ工
2	普通作業員	22	橋りょう特殊工	42	屋根ふき工
3	軽作業員	23	橋りょう塗装工	43	内装工
4	造園工	24	橋りょう世話役	44	ガラス工
5	法面工	25	土木一般世話役	45	建具工
6	とび工	26	高級船員	46	ダクト工
7	石工	27	普通船員	47	保温工
8	ブロック工	28	潜水士	48	建築ブロック工
9	電工	29	潜水連絡員	49	設備機械工
10	鉄筋工	30	潜水送気員	50	交通誘導警備員A
11	鉄骨工	31	山林砂防工	51	交通誘導警備員B
12	塗装工	32	軌道工		
13	溶接工	33	型枠工		
14	運転手(特殊)	34	大工		
15	運転手(一般)	35	左官		
16	潜かん工	36	配管工		
17	潜かん世話役	37	はつり工		
18	さく岩工	38	防水工		
19	トンネル特殊工	39	板金工		
20	トンネル作業員	40	タイル工		